

大町町教育委員会評価委員会設置要綱

平成 24 年 10 月 1 日

平成 28 年 4 月 1 日改正

教育委員会訓令第 2 号

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 26 条第 2 項の規定により、同条第 1 項の点検及び評価を行うに当たり、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するため、大町町教育委員会評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(職務)

第 2 条 委員は、大町町教育委員会の求めに応じ、前条の点検及び評価を行い、意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 評価委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、大町町教育委員会が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 評価委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第 6 条 評価委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 評価委員会において必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 評価委員会の庶務は、大町町教育委員会学校教育係において行う。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。